

中国意匠出願の手引き (初級編)



一般社団法人
日本デザイン保護協会

目次

1. 中国への意匠出願の必要性	…… 2
-----------------	------

2. 中国への意匠出願の手引き	…… 3
-----------------	------

STEP 1

「出願に際しての中国意匠出願概要」	…… 3
-------------------	------

STEP 2

「出願に際しての必要な費用」	…… 4
----------------	------

STEP 3

「出願に際しての必要書類一式」	…… 5
-----------------	------

1. 中国への意匠出願の必要性

中国が「世界の工場」と呼ばれるようになり、あらゆる工業製品が製造されるようになってから、多くの年月が経っています。日本でデザイン・設計を行い、中国で生産を行っている製品も数多く存在しています。

さて、今、万が一、あなたの会社の製品の模倣品(他人のデザインをそっくり真似て製造・販売を行っている製品)が、中国市場で流通しているとしたら、あなたはどうしますか？中国において模倣品を取り締まるためには、中国で(あらかじめ)意匠出願・意匠登録をしておかなければなりません。

このように、製品の生産国・流通国においては、(あらかじめ)その国で意匠出願・意匠登録をしておくことが必要となります。



模倣品対策としても、中国への意匠出願は、重要！

2. 中国への意匠出願の手引き

*以下、本手引き書の設定としては、中国への意匠出願に際し、国内の特許事務所に
出願作業を依頼し、その特許事務所を通じて、中国の代理人(現地代理人)
に出願を委任する場合について、詳述をしております。

STEP 1

「出願に際しての中国意匠出願概要」

出願に際しての必要な情報として、中国意匠出願の概要を以下に記します。

権利の保護期間……出願日より10年です。

審査概要 ……初歩審査(方式審査)のみが行われ、実体審査はありません。初歩審査
においては、方式的な要件(出願書類がそろっている、様式が満たされてい
る等)を満たしている場合、そのまま登録されます。

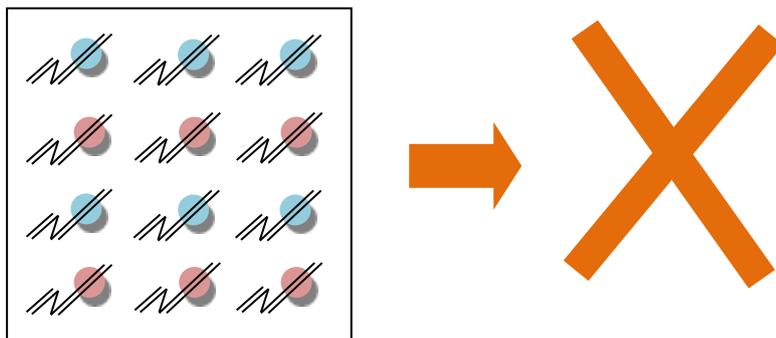
審査期間 ……出願から登録まで、概ね4カ月ほどです。

部分意匠制度 ……部分意匠制度はありません。

類似意匠制度 ……複数の類似意匠(互いに似ている意匠)を、1件分として出願する
ことができます。ただし、1件の類似意匠の数は、10を超えてはいけません。

平面的な意匠 ……平面印刷の模様、色彩、またはその組み合わせであるような意匠は、
意匠登録を受けることはできません。

優先権出願 ……日本の意匠出願を基礎として、優先権を主張して出願をすることが
できます。日本の出願日から6カ月以内に中国出願をすれば、日本の出願日を
中国出願の日とすることができます(出願時に“優先権証明書”が必要)。



平面的な意匠は登録を受けることができません！

STEP 2

「出願に際しての必要な費用」

出願(及び登録)に際して必要な費用を、以下に記します。

■出願から登録までに必要な費用

意匠図面作成費用	約30,000円～50,000円
----------	------------------

*意匠図面作成用データ(CAD図、スケッチ外形図等)を基に、国内特許事務所で意匠図面を作成する場合の概算費用です。

***1元=¥16円で計算**

		元	円
出願費用	出願印紙代	500元	8,000円
	(優先権印紙代)	(80元)	(1,280円)
登録料		205元	3,280円

以上の出願・登録費用に、出願を依頼する特許事務所の費用(手続手数料等を含む)がプラスされることとなります。

*「登録後の“権利維持”のために必要な費用」

権利維持費用として、下記の料金が一年ごとに必要となります。

***1元=¥16円で計算**

	元	円
1～3年後	600元	9,600円
4～5年後	900元	14,400円
6～8年後	1,200元	19,200円
9～10年後	2,000元	32,000円

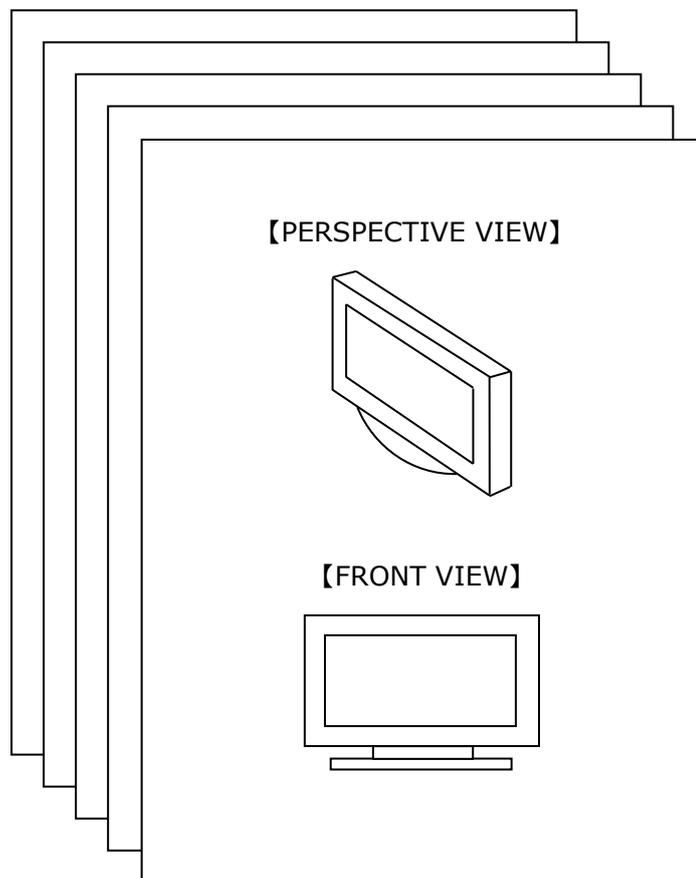
以上の費用を収め、出願から10年後に権利満了となります。

STEP 3

「出願に際しての必要書類一式」

下記が、出願に必要な書類（及び情報）となります。

- 1) 意匠図面（6面図+斜視図）または写真
- 2) 出願人の英文、日本語での名称及び住所
- 3) 創作者の英文、日本語での名称及び住所
- 4) 意匠の簡単な説明
- 5) 代理人委任状（中国の代理人に出願委任する場合に必要）

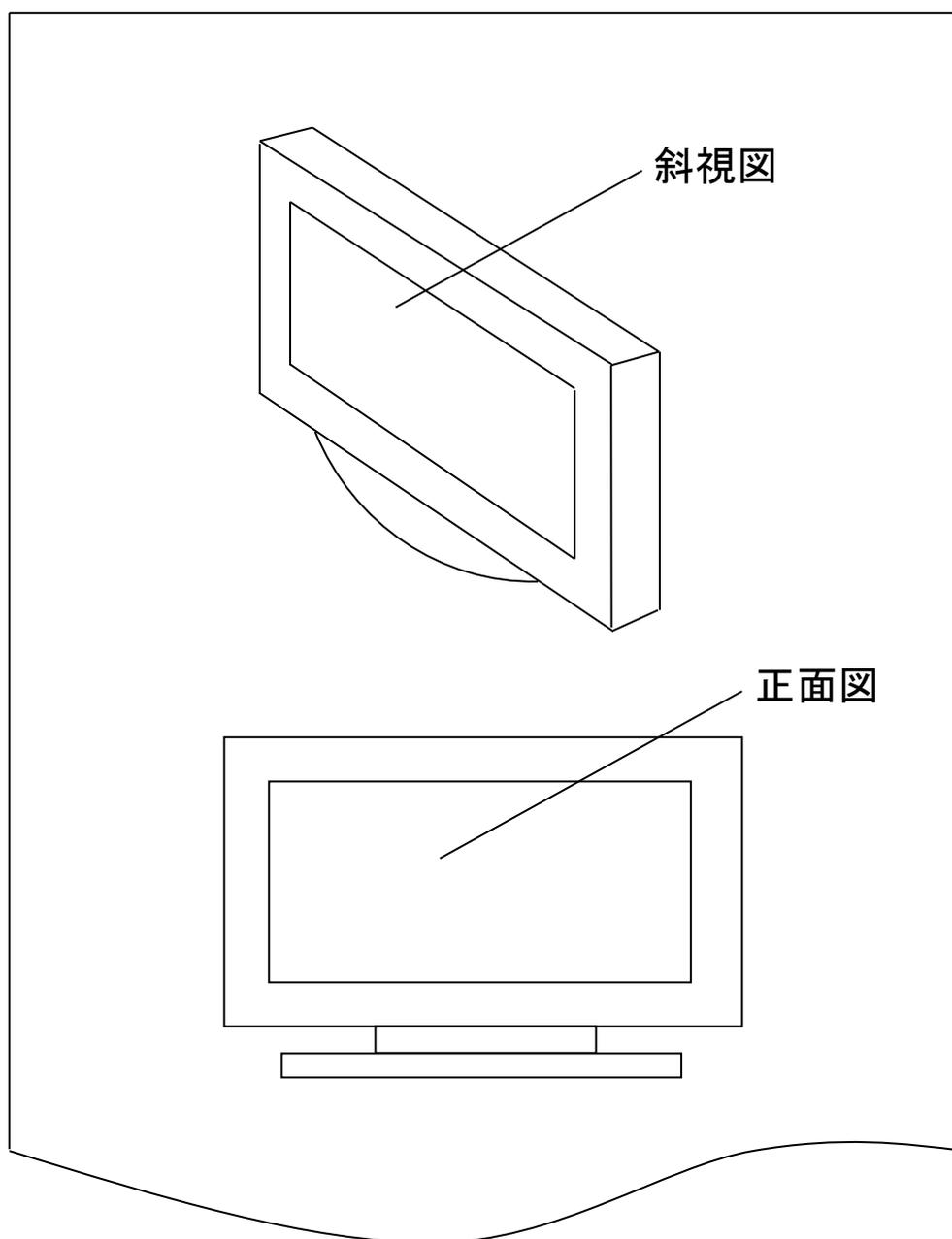


1) 意匠図面(6面図+斜視図)または写真

正投影図法による6面図(正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図)を作成するための基データをそろえて下さい。

また斜視図(立体図、俯瞰図)についても、添えた方が良くとされていますので、基データの用意をして下さい。

図面ではなく写真で提出する場合も、上記と同様に、6面と斜視の内容の指示図や物品をそろえて下さい。



2) 出願人の英文、日本語での名称及び住所

「出願人」とは、会社に所属して手続きを行う場合、通常は「会社名(権利を譲り受ける法人)」のことを指します。 *「創作者本人」の場合もあります。

例. 【出願人】 日本国東京都〇〇区〇〇 1-1-1
〇〇電器株式会社

【Applicant】 1-1〇〇, 1-Chome, 〇〇-Ku, Tokyo, Japan
〇〇Electric Corporation

3) 創作者の英文、日本語での名称及び住所

「創作者」の記載についても、会社に所属して手続きを行う場合は、会社の住所とし、その後個人名を記載します。 *「創作者の本人住所」の場合もあります。

例. 【創作者】 日本国東京都〇〇区〇〇 1-1-1
〇〇電器株式会社内
出願 一男

【Designer】 1-1〇〇, 1-Chome, 〇〇-Ku, Tokyo, Japan
〇〇Electric Corporation
Kazuo Shutsugan

4) 意匠の簡単な説明

意匠の「簡単な説明」の書類には、

- ①製品の名称
- ②製品の用途
- ③デザインの要点
- ④デザインの要点を最も良く表せる図面または写真の番号

以上の4つの内容を記載します。

①製品の名称

製品の名称は、型名や固有の名称ではなく、一般的な名称(冷蔵庫、エアコンディショナー、放電加工機等)で記載して下さい。

***願書の物品名称と一致させる必要があります。**

②製品の用途

製品の用途については、主にどのような場所で、どのような目的を果たすために、どのように使われるかといった、基本的な事柄について記載して下さい。

***製品の性能や内部構造を説明してはいけません。**

③デザインの要点

デザインの要点については、例えば、「設計要点は、意匠物品の形状にある。」というような記載をすることが可能です。このような表記をお勧めします。

④デザインの要点を最も良く表せる図面または写真の番号

このことに関しては、「斜視図を選択します。」という記載をお勧めします。

***なお、省略する図面がある場合、あるいは類似意匠出願をする場合は、この「簡単な説明」の中で、その内容について記載をする必要があります。**

